

漁業種類	漁業種類の名称	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
地びき網漁業	地びき網漁業	2（許可または起業の認可を受けている漁業者数：2）	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	敦賀市と三方郡の境から真方位315度の線と敦賀市松島笹の川左岸導流堤突端と敦賀港金ヶ崎防波堤突端を結ぶ線の間で、陸岸から600メートル以内の区域 ただし、共同漁業権の消滅区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	敦賀市漁業協同組合の組合員であって白木、立石、浦底、色、手、杓、常宮、縄間、名子、二村、松島、櫛川および櫛林に住所を置く者
		1（許可または起業の認可を受けている漁業者数：1）			坂井市三国町梶地先岩脇に設置した標柱、同標柱から真方位353度1,800メートルの点、あわら市と坂井市との境界に設置した標柱から真方位323度2,000メートルの点およびあわら市と坂井市との境界に設置した標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域	3月1日から 11月30日まで	坂井市三国町のうち雄島地域（浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇の地区に限る）、三国港地域（宿に限る）に住所を置く者
		1（許可または起業の認可を受けている漁業者数：1）			三方郡美浜町竹波と同町菅浜との境界二ツ礁に設置した標柱、同標柱から真方位263度600メートルの点、三方郡美浜町丹生地先おらずめに設置した標柱から真方位133度600メートルの点、三方郡美浜町丹生地先恵比須浜北端に設置した標柱から真方位143度580メートルの点、三方郡美浜町丹生地先弁天崎南寄に設置した標柱から真方位273度200メートルの点および三方郡美浜町丹生地先弁天崎南寄に設置した標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた海域	1月1日から 12月31日まで	美浜町漁業協同組合の組合員であって三方郡美浜町丹生に住所を置く者